

参 考
(2017. 1. 31 諮問)

Ⅱ 前期基本計画 (素案)

目 次

1	前期基本計画について	1
1.1	前期基本計画の構成	1
1.2	計画の進め方	2
1.3	人口推計	3
2	施策	4
	●施策の見方	4
	<u>第1章 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり</u>	
1-1	子育て支援の充実	8
1-2	保育・教育の充実	10
1-3	子ども・若者支援の充実	12
	<u>第2章 安全に安心して暮らせるまちづくり</u>	
2-1	自立生活支援の充実	16
2-2	保健・医療の充実	20
2-3	消防・救急救命体制の充実	22
2-4	暮らしの安全対策の充実	24
	<u>第3章 活力ある快適なまちづくり</u>	
3-1	快適な都市環境の保全・創造	28
3-2	低炭素・循環型社会の構築	30
3-3	都市基盤の充実	32
3-4	良好な住環境の形成	34
3-5	産業振興の充実	36

第4章 いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり

- 4-1 共に生きる平和なまちづくり 40
- 4-2 市民文化の創造 42
- 4-3 健康と生きがいつづくりの推進 44

第5章 施策推進に向けた取組み

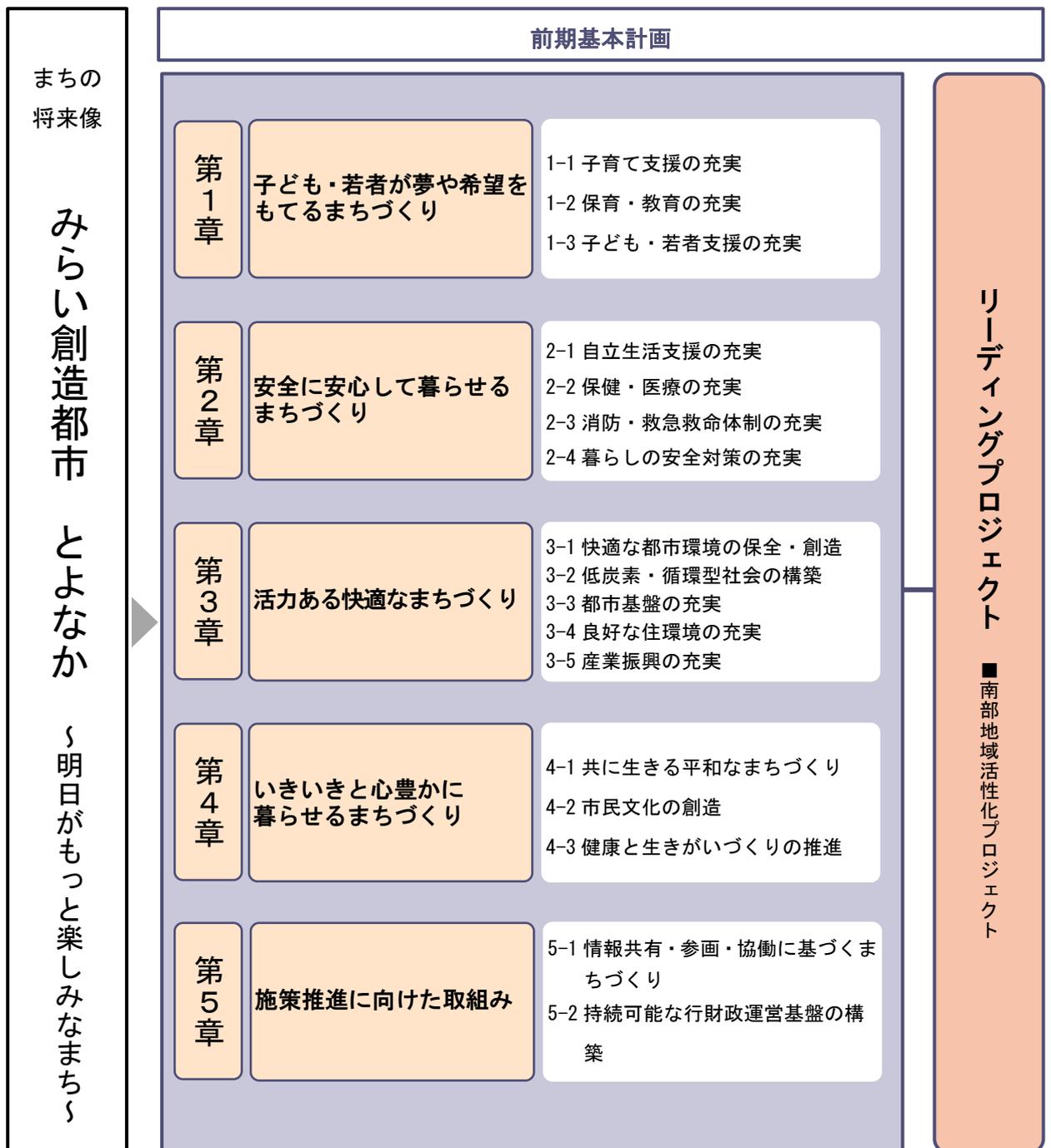
- 5-1 情報共有・参画・協働に基づくまちづくり 48
- 5-2 持続可能な行財政運営基盤の構築 50

- 3** リーディングプロジェクト 52
- 南部地域活性化プロジェクト 52
 - 1) 南部地域の現状と課題 52
 - 2) プロジェクトへの位置づけ 52
 - 3) プロジェクトの方向性と目標 53
 - 4) 主な取組み 53

1 前期基本計画について

1. 前期基本計画の構成

前期基本計画は、基本構想で掲げた「まちの将来像」を実現するための施策展開の方向性を示すものです。前期5年間において取り組む17施策とともに、各施策の事業のうち、特に重点的かつ総合的に取り組む事業を「リーディングプロジェクト」として位置付けます。

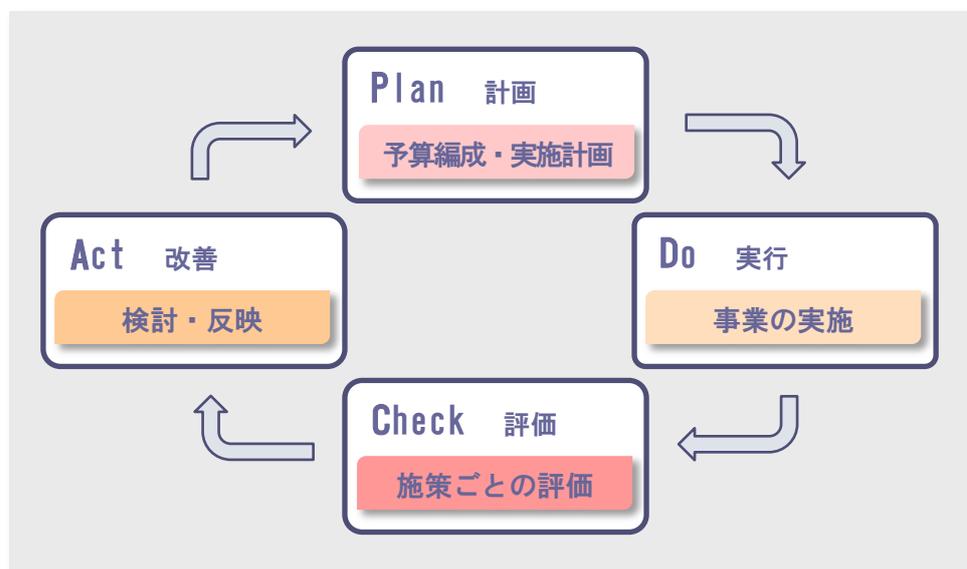


2. 計画の進め方

成果重視の行政運営を進めるとともに、施策について説明責任（アカウンタビリティ）を確保するために、計画の進行管理のしくみを構築し、総合計画のより着実な進行を図ります。

施策に基づく進行管理

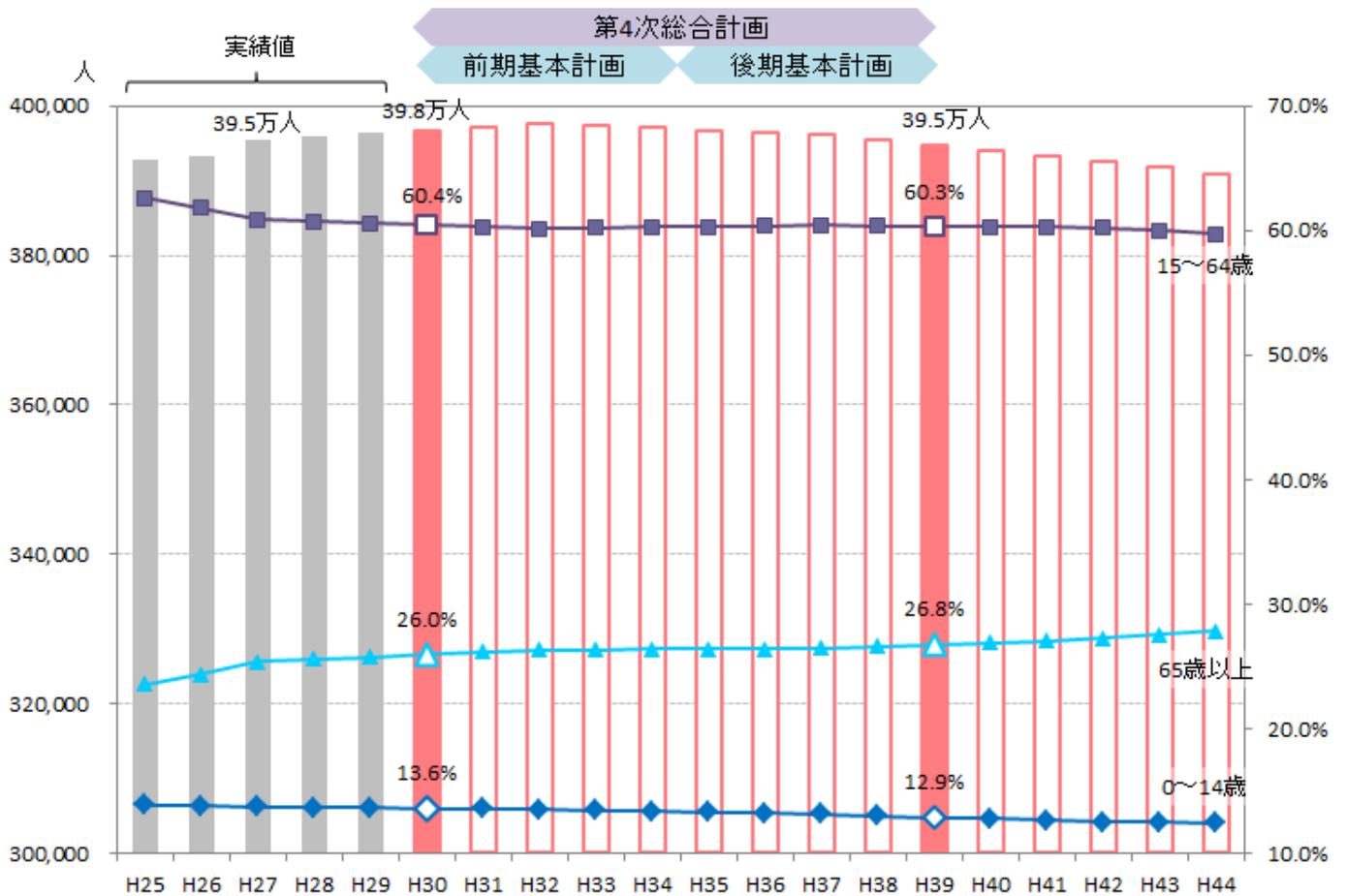
各施策における取組みにおいて、統計データやアンケート結果などの客観的な指標を活用し、施策の進捗状況を管理します。



3. 人口推計

第4次総合計画の計画期間である平成39年の本市の人口を約39万5千人と想定します。

[総数及び年齢3区分別割合]



※推計の条件：合計特殊出生率 1.37、純移動率高位
5年ごとの推計値に基づき、5年間の変化を按分し1年ごとの値を算出

2

施策

● 施策の見方

施策の章立てを示しています。

施策の名称と施策の説明（取組み方針）を示しています。

この施策をとりまく現状と課題、市民の意識の現状を示しています。

現状と課題をふまえた、今後の施策の方向性を示しています。またそれにとともなう「主な取組み」とその内容を示しています。

第1章 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり

1-1 子育て支援の充実

地域のなかで、まわりの人々に支えられ、喜びや楽しさを感じながら安心して妊娠・出産・子育てができるよう取り組みます。

現状と課題

核家族化、共働き世帯やひとり親家庭の増加、地域でのつながりの希薄化が進むなかで、妊娠・出産・子育てについての不安や負担感、悩みをもった人が増えるなど、子育て支援に関するニーズが多様化しています。

こうしたなか、本市では「すべての子どもの人権が尊重され、子ども一人ひとりが健やかに育ち、社会全体で子育て家庭を支え、子どもを愛情深く育むまち」の実現をめざし豊中市子ども健やか育み条例（平成 25 年（2013 年））を策定しました。また、妊娠・出産・子育て相談窓口をすこやかプラザに設置するなど、きめ細やかな支援を進めています。今後、妊娠前からのサポートをはじめとする「保護者自身の子育て力」の育み支援とあわせて、「地域の子育て力」の強化を図るなど、子どもを安心して産み育てられる環境のより一層の充実が求められています。

市民の意識	平成 29 年度
子育てがしやすいまちであると感じている市民の割合	〇〇%

施策の方向性

◆産前・産後の切れめない支援を進めます。

主な取組み

○産前からの正しい知識習得の環境づくり

妊娠・出産・子育てに関する正しい知識を習得する機会の充実や、相談対応および保健師や助産師等の専門職による個別訪問など、関係機関と連携し、きめ細やかな支援を充実させます。

○産後ケアの充実

産後 1 ヶ月以内に身体的・精神的疲労を感じ育児等に不安や負担を感じる母親が多くなっており、産後における母親の健康や育児などに関する情報提供サービス、相談体制づくりを進めます。

○妊産婦や乳幼児の健康を確保するためのさまざまな機会の充実

妊婦健康診査、乳幼児健康診査等の受診促進を図るとともに、未受診児への早期アプローチを進めます。また、アレルギー専門相談や離乳食講習会など、健康を確保するための相談・情報提供の取組みを進めます。

◆安心して子育てができるよう支援します。

主な取組み

○子育てと仕事の両立の推進

休日保育や病児・病後児保育、保育所開所前・後の預かりなど、保育サービスの充実をより一層図ります。

○ひとり親家庭支援

母子家庭、父子家庭への支援メニューの充実を図り、日常生活支援、医療費助成、就労支援など、子育て・生活支援を推進します。

◆地域で妊産婦および乳幼児期の親子を支えるしくみづくりを進めます。

主な取組み

○親子の居場所づくり

子どもや親同士が気軽に交流できる場づくりを関係機関と連携して進めます。

○妊産婦や乳幼児期の親子が外出しやすい環境づくり

授乳やおむつ交換ができる施設づくりや、子育てに配慮している事業者と子育て家庭をつなぐ取組みなどを進めます。

○地域での子育て環境づくり

子育て支援に関わる地域人材の「顔の見える関係づくり」を進めるとともに、小学校区単位の地域人材のつながりを深めることで、地域の子育て力の強化を図ります。

市民・事業者の主な取組み

- 健康診査の受診など母子の健康管理
- 妊産婦やその家族への見守り、手助け
- 妊産婦および乳幼児期の親子への講座の実施や居場所づくり
- 従業員の妊娠・出産・子育てを支援する労働環境・協働体制づくり

用語解説

この施策を進めるにあたって、市民・事業者の主な取組みを参考として示しています。

この施策に関わる用語を解説しています。

第1章

子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり

1-1 子育て支援の充実

地域のなかで、まわりの人々に支えられ、喜びや楽しさを感じながら安心して妊娠・出産・子育てができるよう取り組みます。

現状と課題

核家族化、共働き世帯やひとり親家庭の増加、地域でのつながりの希薄化が進むなかで、妊娠・出産・子育てについての不安や負担感、悩みをもった人が増えるなど、子育て支援に関するニーズが多様化しています。

こうしたなか、本市では「すべての子どもの人権が尊重され、子ども一人ひとりが健やかに育ち、社会全体で子育て家庭を支え、子どもを愛情深く育むまち」の実現をめざし豊中市子ども健やか育み条例（平成25年（2013年））を策定しました。また、妊娠・出産・子育て相談窓口をすこやかプラザに設置するなど、きめ細やかな支援を進めています。今後、妊娠前からのサポートをはじめとする「保護者自身の子育て力」の育み支援とあわせて、「地域の子育て力」の強化を図るなど、子どもを安心して産み育てられる環境のより一層の充実が求められています。

市民の意識	平成29年度
子育てがしやすいまちであると感じている市民の割合	〇〇%

施策の方向性

◆産前・産後の切れめない支援を進めます。

主な取り組み

○産前からの正しい知識習得の環境づくり

妊娠・出産・子育てに関する正しい知識を習得する機会の充実や、相談対応および保健師や助産師等の専門職による個別訪問など、関係機関と連携し、きめ細やかな支援を充実させます。

○産後ケアの充実

産後1ヶ月以内に身体的・精神的疲労を感じ育児等に不安や負担を感じる母親が多くなっており、産後における母親の健康や育児などに関する情報提供サービス、相談体制づくりを進めます。

○妊産婦や乳幼児の健康を確保するためのさまざまな機会の充実

妊婦健康診査、乳幼児健康診査等の受診促進を図るとともに、未受診児への早期アプローチを進めます。また、アレルギー専門相談や離乳食講習会など、健康を確保するための相談・情報提供の取組みを進めます。

◆安心して子育てができるよう支援します。

主な取組み

○子育てと仕事の両立の推進

保育所・こども園終了後の預かり、一時預かり、休日保育や病児保育など、保育サービスの充実をより一層図ります。

○ひとり親家庭支援

母子家庭、父子家庭への支援メニューの充実を図り、日常生活支援、医療費助成、就労支援など、子育て・生活支援を推進します。

◆地域で妊産婦および乳幼児期の親子を支えるしくみづくりを進めます。

主な取組み

○親子の居場所づくり

子どもや親同士が気軽に交流できる場づくりを関係機関と連携して進めます。

○妊産婦や乳幼児期の親子が外出しやすい環境づくり

授乳やおむつ交換ができる施設づくりや、子育てに配慮している事業者と子育て家庭をつなぐ取組みなどを進めます。

○地域での子育て環境づくり

子育て支援に関わる地域人材の「顔の見える関係づくり」を進めるとともに、地域人材のつながりを深めることで、地域の子育て力の強化を図ります。

市民・事業者の主な取組み

- 健康診査の受診など母子の健康管理
- 妊産婦やその家族への見守り、手助け
- 妊産婦および乳幼児期の親子への講座の実施や居場所づくり
- 従業員の妊娠・出産・子育てを支援する労働環境・協力体制づくり

1-2 保育・教育の充実

子どもたちが健やかに成長・発達していくよう、乳幼児期から義務教育期まで発達段階に応じた連続性のある保育・教育を充実し、子どもたちの「人とつながり、未来を切り拓く力」が育まれるよう取り組みます。

現状と課題

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。平成27年（2015年）にスタートした子ども・子育て支援新制度では、認定こども園化の促進や小学校就学前教育・保育の質の向上に向けた取組みを推進しています。また、子どもの発達や学びは連続性と一貫性をもって進めることが求められることから、特に小学校入学が子どもや保護者にとって段差を感じることなく、円滑につながるしくみが大切です。

近年、私たちを取り巻く社会環境は、グローバル化や急速な情報化、技術革新等により、多様化、複雑化し、子どもたちの日常の生活環境も大きく変化しつつあります。

これからの子どもたちには、さまざまな変化を柔軟に受け止め、感性を豊かに働かせながら、社会や人生をどのようによりよいものにしていくのかを考え、主体的に学び続けて自ら行動するとともに、多様な他者と協働して、新たな価値を生み出していくことが期待されています。

こうしたなか、子どもたちの成長を支える教育のあり方も、変化に対応しながら、子どもたちが自信をもって自分の人生を切り拓き、よりよい社会を創り出していくことができるよう、一人ひとりの可能性を引き出し、確かな学力と健やかな体、豊かな心を育ていくことが求められています。

市民の意識	平成29年度
保育・教育環境が充実していると感じている市民の割合	〇〇%

施策の方向性

◆保育や幼児教育の充実を進めます。

主な取組み

○保育や幼児教育の質の確保・向上

人権保育や障害児保育など、これまで培ってきた本市の教育・保育をより確かなものへと発展させ、さらなる充実を図ります。

○乳幼児期から小学校生活への円滑な移行の促進

公立私立に関わらず小学校就学前教育と学校教育の一貫したあり方を検討し連携しながら、それぞれの機関での教育の充実を図ります。

◆子どもたちの学びを高める環境づくりを進めます。

主な取組み

○確かな学力と体力の向上、豊かな人間性の育成

子どもたちの主体的な学びを育むとともに、一人ひとりの学習意欲を高めることで、確かな学力の向上を図ります。また、体力の向上と健康の保持・増進に向け、運動指導や食育の充実を図ります。あわせて、小・中学校における教育活動全体を通じて、人権教育や道徳教育に総合的に取り組み、子どもたちの豊かな人間性を育みます。

○小中一貫教育の推進

各中学校区において小・中学校の教職員がめざす子ども像を共有し、義務教育 9 年間を見通した小中一貫教育の推進を図り、学びの連続性をふまえたきめ細かな学習指導や生徒指導等を進めます。

○ともに学ぶ教育の推進

障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かい対応を図るとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが、共に学び、共に育つ教育を推進します。

また、帰国や渡日、外国にルーツをもつ子どもたちに対する適切な支援とともに、互いの文化を尊重し、学び合う教育を進めます。

○いじめや不登校のない学校づくり

いじめを許さない学校づくりや不登校の未然防止、早期対応を進め、学校の組織的な対応力の向上とともに、関係機関との連携強化を図ります。

◆子どもたちを育む学校・家庭・地域の連携を進めます。

主な取組み

○学校と家庭、地域をつなぐしくみづくりの推進

学校と家庭、地域が子どもたちの学習状況等についての情報を共有し、連携して子どもたちを育てていくため、地域こども教室などの既存の取組みの再構築を進め、新たなしくみづくりに取り組みます。

○家庭や地域の教育力向上への支援

家庭の役割に関する学習機会の充実や世代間交流の促進など、家庭教育への支援を進めます。また、地域における子どもたちの学習・体験活動の機会の充実や活動の担い手の育成を支援します。

市民・事業者の主な取組み

- 家庭における学習環境づくり
- 学ぶことへの関心をもち、友達への思いやりをもって学校生活を過ごすこと
- 登下校見守り活動や地域での声かけなどの実施
- 体験学習など学校の教育活動への協力

1-3 子ども・若者支援の充実

すべての子ども・若者が、希望に満ちた明るい未来を展望しながら健やかに育ち、地域社会の一員として成長し、自立した社会生活を営むことができるよう取り組みます。

現状と課題

核家族化、共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、子ども・若者を取り巻く環境が変化し、児童虐待、発達障害、不登校、高校中途退学、ひきこもり、若年無業者（ニート）など子ども・若者に関わる課題がより深刻化しています。子ども・若者の健やかな育成、社会生活を営む上で困難な状況にある子どもや若者、その家庭への支援などに社会全体で取り組むことや、貧困が世代を越えて連鎖することのないよう必要な環境整備などが求められています。

本市では、豊中市児童虐待防止ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）を活用し、虐待防止・予防、早期発見に取り組んでいます。本市内の児童虐待相談対応人数は年々増加しています。そのため、児童虐待防止に向けては、総合的な防止策が求められています。また、子ども・若者の居場所づくりに取り組むとともに、社会的な自立に向けて長期的、かつ、重層的で、切れ目のない支援を実現するために豊中市子ども・若者支援協議会（平成27年（2015年））を設置し、関連機関のネットワークによる支援体制を整備して取組みを進めています。今後、総合的に対応する体制づくりなど、子ども・若者支援体制の充実を図り、一人ひとりの子ども・若者の状況をふまえた対応により、すべての子ども・若者が望む未来を自ら築いていくことができる環境づくりを進めていくことが求められています。

市民の意識	平成 29 年度
子ども・若者が地域のなかで、いきいきと活動できていると感じている市民の割合	〇〇%

施策の方向性

- ◆子ども・若者がそれぞれの力を活かし、社会に関わっていくことができるよう支援します。

主な取組み

○活動や交流ができる機会の充実

子ども・若者の主体的に行動していく力やコミュニケーション力、豊かな感性等を育むため、遊びや学習、文化活動等のさまざまな活動や多様な人との交流の機会の充実を図ります。

○社会参加の促進

子ども・若者が社会の一員として関わるができるよう、意見表明や社会参加の機会の充実に取り組みます。

○子どもの居場所づくり

保護者が昼間いない家庭の児童を対象とした放課後こどもクラブや地域の多世代の交流による様々な体験機会の提供、子どもの生活習慣づくりや「孤食」を防ぐための地域でのセーフティネットの体制づくりなど、遊び、学習、交流体験などを通じて、子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所づくりをより一層進めます。

- ◆社会的援助が必要な子ども・若者への支援を充実します。

主な取組み

○発達の特性に応じた支援、障害のある子どもへの支援

児童発達支援センターを中心に子どもの成長に応じ、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を強化し、それぞれの専門性を活かして、障害のある子どものライフステージに応じ、継続した切れめのない総合的な支援を進めます。

○児童虐待防止対策

相談事業など、児童虐待の予防・早期発見、早期対応、再発防止を図る取組みを促進するとともに、きめ細やかな支援を推進します。

○若者就労・就業支援

職業体験、各種講座や実習、合同面接会、職業紹介、再度のチャレンジなどの就労・就業支援を地域就労支援センター等関係機関が連携して行うとともに、雇用創出を進めます。

- ◆子ども・若者を取り巻く課題に総合的に対応するしくみづくりを進めます。

主な取組み

○子ども・若者を総合的に支援するしくみづくり

ひきこもり等社会生活を営む上で困難な状況にある子ども・若者に対して、関係機関等が協働して行う支援を適切に組み合わせることにより、子ども・若者を総合的に支援する環境づくりを進めるため設置した「豊中市子ども・若者支援協議会」を中心として、個人の自立および他者と共に次世代を担う人材の育成などに取り組みます。

○身近な地域での環境づくり

住み慣れた地域で生活基盤や安定した職業生活、社会関係を築くことができるような居場所をつくり、さまざまな分野で展開される地域活動や就労体験、学びの機会などの地域資源をつなぎ、情報の提供を受けることのできる環境を整備します。

市民・事業者の主な取組み

- 地域の活動等への参加
- 主体的に生活の改善や心身ともの健康づくりへの参加
- 交流機会への参加や関係機関等への相談
- 子どもたちとの交流の場づくり
- 子ども・若者の居場所づくりやキャリア形成の場の創出
- 雇用機会の創出

第2章

安全に安心して暮らせるまちづくり

2-1 自立生活支援の充実

個々のもつ力を活かしながら、住み慣れた地域で、自立して、支え合っ
て暮らせる環境づくりに取り組みます。

現状と課題

人口減少・高齢化、社会経済構造の変化など、大きく社会が変化し、地域や家庭でのつながりが希薄化し、相互扶助機能が弱まるなか、孤独死、高齢者介護、生活保護受給者の増加など問題が深刻化しています。さらにこれらが複雑多様化し、公的な福祉サービスだけでは対応が難しい新たな課題が生じており、地域におけるつながりの再構築や支え合いの体制づくりが求められるようになっていきます。

本市においては、「誰もが互いに尊重しあい、安心して健康に暮らすことのできる福祉コミュニティの実現」を基本理念に据えた地域福祉計画のもと、高齢者をはじめ障害者や難病患者など支援が必要な人が、住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らすことができるよう、さまざまな取組みを進めてきました。また、経済的に困窮した市民を早期に発見・支援するための関係部局連携による相談体制くらし再建パーソナルサポートセンターの開設や、地域における個別支援や地域福祉活動の拠点機能を有した地域福祉活動支援センターの設置など、生活困窮者に対する支援体制づくりや地域福祉活動支援などを進めるとともに、雇用・就労支援にも取り組んでいます。今後、一人ひとりの状況に応じた自立支援を関係機関、地域等と連携して進め、すべての人が住み慣れた地域で安心した生活が継続できるよう施策の充実に取り組んでいくことが求められます。

市民の意識	平成 29 年度
誰もが安定した生活ができる環境が整っていると感じている市民の割合	〇〇%

施策の方向性

- ◆多様な福祉ニーズに重層的に対応した福祉コミュニティの実現に取り組みます。

主な取組み

○多分野で連携する地域福祉ネットワークの構築

保健、医療、介護、福祉に加え、雇用労働や教育などの関係機関が連携し、地域での見守り活動等に対して専門機関が迅速にバックアップできる総合的な相談体制づくりや、実効性の高い検討・取組みができる体制づくりを進めます。

○地域福祉活動活性化のための基盤づくりの推進

住民同士が交流できる場の創出や平常時から地域で支えあうためのつながりづくりなど、地域における「共に生きる・共に育ち合う」文化を醸成することによって、地域福祉の基盤づくりを推進します。

- ◆介護サービス基盤の充実を図るとともに、高齢者を地域全体で支える環境づくりを進めます。

主な取組み

○介護・高齢者福祉サービスの充実

地域密着型介護老人福祉施設等の整備実績や要介護・要支援認定者の状況等をふまえ、介護保険サービス等の基盤整備を進めるとともに、今後想定されるさらなる介護人材不足に対応するため、関係機関と連携し、介護人材の確保・育成等に向けた取組みを進めます。

また、地域の見守り活動や医療・介護に関わる関係機関・団体等との連携を図り、高齢になっても、住み慣れた地域で安心した生活が継続できるよう取り組みます。さらに、高齢者の孤独死等を防ぐ安否確認についての取組みの周知や、サービス内容の充実、身近な高齢者の相談支援機関として地域包括支援センターの機能強化などに取り組みます。

○認知症高齢者支援の充実

認知症サポーターの養成や早期相談体制の整備により、認知症への正しい理解や早期からの適切な診断・対応を進めるとともに、認知症高齢者の介護家族に対する支援体制の充実など、認知症になっても尊厳を保ちながら本人・家族とも安心して暮らせる環境づくりを進めます。

○高齢者の権利擁護・虐待防止に向けた取組みの推進

成年後見制度をはじめ、高齢者の権利擁護や虐待防止の普及啓発を行います。また、関係機関と連携しながら、高齢者虐待の防止・早期発見・早期対応を図ります。

◆障害者福祉サービスの充実を図るとともに、障害者の社会参加を促進します。

主な取組み

○総合的な障害者生活支援体制の充実

障害者が自立して生活できるように、基盤整備やサービスの質の向上・量の確保とともに、福祉、保健、医療、教育などとの連携による総合的に生活を支援する体制づくりを進めます。また、障害者虐待防止センター等を拠点として、施設や事業所への指導や普及啓発、体制づくりなど障害者に対する虐待防止対策を進めます。

○障害者の雇用・就業の充実

障害者を受け入れる企業等における不安や負担を軽減するための取組みなどにより、障害者の雇用促進、雇用機会の創出を進めます。

○障害者の社会参加の促進

障害に対する正しい知識と理解を促す普及啓発やさまざまな人との交流機会づくりなどにより、共生社会の創造に向けた障害者の社会参加を促進します。

◆セーフティネットとしての社会保障制度の充実を進めます。

主な取組み

○安定した社会保険制度の運用

介護保険制度や国民健康保険制度、国民年金制度の適切な加入や収納率の向上を図り、互いに助け合う制度として適切に機能するよう取り組みます。

○生活困窮者への自立支援

一人ひとりの生活課題に個別の支援プログラムをもつなど、専門機関等との連携により、適切な指導・助言や就労支援を進めます。

◆就労支援の充実を図ります。

主な取組み

○就労に必要な能力の習得支援

基礎能力の養成プログラムや各種講座、職業体験、合同面接会の開催、職業紹介など、くらし再建パーソナルサポートセンター、地域就労支援センター、無料職業紹介所等を活用した就労支援を進めます。また、ひとり親支援、若者支援、生活困窮者自立支援、高齢者支援、障害者支援など各取組みと連携しながら、就労希望者の就労の場の確保に向けて取り組むとともに、定着支援を進めます。

市民・事業者の主な取組み

- 地域で共に暮らす人への理解を深め、支え合う環境づくり
- 地域住民が交流できる機会の創出
- 地域福祉活動への参加
- 地域包括ケアシステムに基づく介護サービスの提供
- 高齢者や障害者が社会参加しやすい環境づくり
- 就労支援に向けた情報提供、雇用機会の創出

2-2 保健・医療の充実

自身の心身の健康に関心をもって発病や重症化の予防が促進するよう、それを支える保健・医療体制の質の向上を図ります。

現状と課題

近年、死因の上位を占める生活習慣病の予防が課題であるとともに、国の調査（平成26年（2014年）患者調査）によると、4大疾患（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）を上回り、精神疾患患者が最も多い結果となっており、ストレス等によるうつ病や薬物依存などに対するこころの健康対策が重要となっています。

また、新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生や食の安全を脅かす問題など健康被害への対応が求められています。

さらに、高齢化により地域の医療ニーズにも変化が見られ、在宅医療の体制確保が課題となっています。

本市では、生活習慣病対策、自殺予防対策など、こころと体の健康づくりや、感染症予防対策など健康危機管理体制の整備を図るとともに、地域の中核病院として市立豊中病院を中心とした救急医療体制を構築してきました。今後、これらの着実な継続とともに、市民の主体的なこころと体の健康づくりを促進する取り組みや在宅医療をさらに推進していく必要があります。

市民の意識	平成29年度
保健・医療体制が充実していると感じる市民の割合	〇〇%

施策の方向性

◆こころと体の健康管理・予防対策を進めます。

主な取り組み

○生活習慣病対策の推進

市民の主体性を重視した健康づくりを推進するために、市民意識の啓発や減塩・禁煙・運動などの生活習慣に向けた予防指導等を実施します。また、疾病発症後においては、必要な治療の継続や自己管理など重症化予防を促進します。

○疾病の早期発見や早期治療の促進

啓発や受診勧奨などにより、各種健康診査やがん検診などの受診率の向上を図ります。

○メンタルヘルス、自殺予防対策の推進

ストレスチェックによる自身のストレスへの気づきやメンタルヘルスに関する正しい知識の普及啓発を図り、早期発見、早期治療を促進します。また、自殺対策強化月間などにおける普及啓発活動やゲートキーパーの養成などを進めるとともに、関係機関等との連携・情報共有を図り、自殺予防対策を推進します。

○薬物乱用防止対策の推進

薬物依存に関する知識や薬物乱用防止の啓発とともに、依存の背景にある内容を把握するなど回復に向けた取組みを支援します。

◆生活衛生の確保を図ります。

主な取組み

○感染症予防対策の推進

新型インフルエンザ等の感染症に迅速に対応するため、体制の強化を図ります。また、新たな感染症の発生動向の把握に努めます。

○食の安全確保

食品による危害発生防止のため、食品衛生に関する監視指導とともに、食中毒などの情報提供や食の安全に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

◆地域医療の充実を図ります。

主な取組み

○医療連携の推進

患者により良い医療が提供されるように、市立豊中病院と地域医療機関が相互に役割分担、連携し、さまざまな病状に対応していく体制の確立を図ります。

○在宅医療の推進

医療従事者と介護従事者の連携をより一層強化し、在宅患者の救急対応など、在宅医療の推進を図ります。

市民・事業者の主な取組み

- 健診・検診などの受診
- こころの健康についての正しい知識の習得
- 感染症についての正しい知識の習得
- 食の安全に関する正しい知識の習得
- 地域包括ケアシステムに基づく医療サービスの提供

2-3 消防・救急救命体制の充実

市民の生活を守る消防・救急救命体制のさらなる充実を図ります。

現状と課題

近年、社会環境の急速な変化により、消防業務が高度化、複雑多様化しています。また、テロ災害や武力攻撃の有事への対応、世界各地で発生している新興感染症への対応など、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。さらに、高齢化等により救急需要は今後ますます増大することが予想されています。

本市では、「救命力世界一宣言」（平成22年（2010年））を行い、市民や事業者と「救命力」を高める取組みを進めるとともに、特殊災害対策専門班、高度救助隊、特別消防隊の設置など警防体制の強化による消防力・救命力の向上を図っています。また、平成24年（2012年）10月に開始した箕面市とのはしご車の共同運用に加え、平成27年（2015年）4月から池田市との消防指令業務の共同運用および能勢町消防事務の受託を開始するなど近隣市町との広域連携を推進しています。今後、南海トラフ巨大地震などの大規模災害への対策や救急需要対策等がますます求められるなか、これらの取組みをさらに充実・強化していく必要があります。

市民の意識	平成29年度
消防・救急救命体制が充実していると感じている市民の割合	〇〇%

施策の方向性

◆救急救命体制および防火安全対策を強化します。

主な取り組み

○救命力世界一の推進

救命力をさらに向上させるため、地域に根ざした応急手当の普及啓発活動をより一層推進します。

○防火対策の強化

火災の未然防止および火災による被害の軽減を図るため、住宅用火災警報器の設置対策などに取り組むとともに、市内の防火対象物等における防火安全対策を強化します。

○自主救護能力の向上

自主防災組織および消防防災協力事業所などへの消火・救急・救助の訓練指導を実施し、技術習得を促進することにより、大規模災害発生時における自主救護能力の向上を図ります。

◆消防体制を充実強化します。

主な取り組み

○警防体制の強化

特別消火隊を中心とした消火技術の向上や高度救助隊を中心とした救助技術の向上、生物剤や化学剤による災害、高層建物災害などに対応する特殊災害対策専門班による特殊災害対応力の強化を図ります。

○避難・救出体制の強化

ひとり暮らしの高齢者や重度障害者の日常の状況を把握するとともに、避難の方法や防火指導を行うなど、日常生活における防火対策や災害発生時の避難・救出体制の強化を図ります。

○消防の広域連携の推進

今後も中核市としてリーダーシップを発揮し、近隣市町との広域連携を推進します。

市民・事業者の主な取り組み

- 応急手当の習得など救命力の向上
- 住宅・事業所などの火災予防
- 大規模災害等に備えた自主救護能力の向上

2-4 暮らしの安全対策の充実

災害、犯罪、事故などの安全対策を進めるとともに、自ら守る、地域で守るという意識の醸成を図ります。

現状と課題

近年、地震や集中豪雨などの自然災害が頻発し、また南海トラフ巨大地震など大規模災害の発生が懸念されており、防災対策の充実や高齢者等の要配慮者への支援対策の充実強化が求められています。また、自然災害だけでなく、世界情勢の変化や生活環境の変化などに伴う、テロ、大規模な事故・事件、武力攻撃事態などの危機事象に対しても、平素の備えと発生時の被害抑制に取り組む必要があります。

市民生活においては、消費者被害や交通事故など、暮らしの安全を脅かすさまざまな事象が発生しており対策が求められています。

本市においても危機管理体制づくりを進め、日ごろからのさまざまな安全対策に取り組んでいます。今後、さらなる対策の強化を図り、災害等発生時の応急対策、発生後の復旧対策などを含め、事前の備えを進めておくことが必要となっています。また、これらの安全対策においては、自助・共助が重要であり、災害、犯罪、事故などに対する自助意識の醸成・自助対策の促進および地域における防災力・防犯力向上の取組みの促進が求められます。

市民の意識	平成 29 年度
防災や防犯、交通安全に対する意識があり、災害や犯罪等が発生した際の備えができていない市民の割合	〇〇%

施策の方向性

◆防災力の充実強化を図ります。

主な取組み

○防災対策の充実強化

災害予防対策や応急対策および災害応急体制の充実など、市の防災力の強化を図ります。

○地域防災力の充実強化

自助・共助の重要性など、啓発による防災意識の向上を図ります。また、地域自治システムと連携した校区自主防災活動の促進や要配慮者に対する取組みなど、地域における防災力の充実強化を図ります。

◆犯罪や消費者被害などの予防、被害拡大防止を図ります。

主な取り組み

○地域の防犯活動への支援

関係機関・団体との連携を図り、地域において自主的に行われる防犯活動を支援します。

○防犯対策の充実

地域で行われる防犯活動と連携し、通学途上の子どもの見守りや街頭犯罪の予防を図ります。

○消費者被害対策の充実

消費者被害に対する相談体制の充実を図るとともに、消費者被害に関する啓発・注意喚起および消費者市民社会の構築に向けた消費者教育を継続して進めます。

◆交通安全意識の向上を図ります。

主な取り組み

○交通安全教育の推進

警察等関係機関と連携しながら、学校教育の場のみならず、地域活動の中でも交通安全教育が実施されるようより一層取り組みを進めます。

○交通安全啓発の推進

人通りの多い駅周辺や交通上問題のある場所などを中心に街頭啓発を行うとともに、全国交通安全運動のイベントや各種講習会の場を通じて交通安全啓発に取り組みます。

市民・事業者の主な取り組み

- 家庭・地域・事業所で地震や風水害への備え
- 自主防災組織や防犯活動への参加
- 防災、防犯に関する啓発活動
- 地域や事業所で防災、防犯等の研修実施
- 交通ルールの遵守と交通マナーの向上

第3章

活力ある快適なまちづくり

3-1 快適な都市環境の保全・創造

良好な環境が保全され、うるおいのある自然環境や都市のみどりのもとで、心豊かな暮らしができるよう取り組みます。

現状と課題

本市では、市民・事業者・行政の行動計画である豊中アジェンダ 21 と、行政計画である豊中市環境基本計画が車の両輪となって環境に関する取り組みを進めていますが、環境に関わる活動を行う市民・事業者の固定化や活動者全体の高齢化などが見られることから、快適な都市環境づくりを進めていくと同時に、次世代へ環境の意識を受け継ぎながら、市民・事業者・行政それぞれが果たすべき責任や役割について、ともに理解を深めていく必要があります。

また、本市は、ほぼ全域が市街化されており、都市化の進展とともに、農地や樹林地が減少していますが、みどりの保全や緑化施策の推進等により、みどりの量については増加が見られます。公園・緑地についても、府内の平均値を上回る整備水準を確保しており、みどりに対する市民の満足度も高くなっています。これらの自然環境や都市のみどりを保全し、よりうるおいのある都市環境を確保するため、生態系・生物多様性への配慮や多面的な視点からのみどりの確保への取り組みが求められています。

あわせて、社会情勢や生活様式の変化に伴い、自動車公害や近隣騒音など都市生活に起因する問題や、アスベストやダイオキシン類などの有害化学物質、広域的な問題である微小粒子状物質(PM2.5)などによる新たな環境汚染問題も発生しており、対応が求められます。

市民の意識	平成 29 年度
良好な環境が保全され、快適な都市環境づくりが進んでいるまちだと思う市民の割合	〇〇%

施策の方向性

◆環境政策を推進するための総合的なしくみづくりを進めます。

主な取り組み

○環境教育・学習の推進

地球環境や省エネルギー、ごみ減量と 3R（発生抑制・再使用・再生利用）、みどりの保全・創造などについて、地域や企業、学校などにおいて取り組まれる環境教育・学習への支援を進めます。

○環境に関する啓発活動の推進

多様な主体が参加する啓発機会の創出等に努め、環境に関する意識の醸成・向上を図ります。

◆自然環境や都市のみどりを身近に感じられる快適な環境づくりを進めます。

主な取組み

○公園緑地の整備・充実

服部緑地、大阪国際空港周辺緑地、千里緑地をはじめ、規模の大きな公園緑地を拠点となるみどりとして整備・充実を図るとともに、公園施設が安全で安心して利用できるよう維持管理・更新を進めます。

○都市緑化の推進

市民がより一層みどりを身近に感じられるよう、公共スペースや家庭の軒先など身近な場所での市民・事業者の自主的な緑化活動を啓発・支援するとともに、市民団体等との協働による草花緑化やみどりのカーテンづくりなど緑化推進に取り組みます。

○農地の保全・活用

都市のみどりの空間、地産地消の啓発の場や市民農園などとして、農地の保全および活用を図ります。

○多様な生物の生息空間の保全・創造

ヒメボタルの生息地や島熊山緑地の保全に努めるなど、希少な生物をはじめ、多様な生物の生息空間の保全・創造を図ります。

○環境美化活動の促進

地域の公園や道路、河川・水路の清掃活動など、市民・事業者の自発的な取組みを啓発・支援し、環境美化活動を進めます。

◆環境汚染防止対策など生活環境の改善を進めます。

主な取組み

○環境汚染防止対策の充実・推進

工場・事業場等に対して規制基準を遵守するよう届出の指導や立入検査を継続して行うとともに、アスベスト（石綿）についても、現地パトロールや啓発を行い、排出等の規制の強化を図ります。また、大気汚染や水質汚濁、航空機騒音等の常時監視、微小粒子状物質(PM2.5)の調査・情報収集などを行い、市民へ情報提供します。

市民・事業者の主な取組み

- 環境学習の機会の創出
- 身近なみどりの創出や多様な生物の生息空間の保全活動
- 清掃活動など地域の美化活動
- 環境汚染防止対策の実施

3-2 低炭素・循環型社会の構築

市民一人ひとりが、環境にやさしいライフスタイルを実践し、協働して環境に配慮したまちづくりに取り組みます。

現状と課題

地球温暖化をはじめとする地球レベルの環境問題は、ますます深刻化しており、海面の上昇や気候の変化、それに伴う生態系への影響が懸念されています。省エネルギーを通じた低炭素社会の実現は、人類共通の課題となっており、国は平成42年度(2030年度)の削減目標(平成25年度(2013年度)比26.0%削減)に向けた取組みを進めています。

本市でも、これまで地球温暖化防止地域計画や第3次地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガスの排出抑制や再生可能エネルギーの導入を推奨する取組み等を進めています。

また、循環型社会の構築に向けては、国では、環境基本法および循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、個別のリサイクル法を制定するとともに、循環型社会形成推進基本計画等を策定し、それぞれ国の減量化目標や基本方針等を示しています。

市内で排出される廃棄物の処理に統括的な責任を有する本市としては、国の動きを注視しつつ地域における廃棄物の排出抑制および適正な循環的利用等の実現のために必要な取組みを進めています。

環境にやさしいライフスタイルを市民一人ひとりが実践するなど、低炭素社会、循環型社会の実現に向けて、今後より一層、市民・事業者・行政が協働して取り組むことが求められています。

市民の意識	平成29年度
環境にやさしい生活を心がけていると感じている市民の割合	〇〇%

施策の方向性

◆低炭素社会の実現に向けた取組みを進めます。

主な取組み

○省エネルギー化・再生可能エネルギー導入の推進

温室効果ガスの排出を抑制するために、市有施設においては率先的な省エネルギー化と再生可能エネルギー化の導入を図ります。また、家庭や事業所においても、省エネルギー化を促進するとともに、再生可能エネルギー導入の普及啓発に取り組めます。

◆循環型社会の構築に向けた取組みを進めます。

主な取組み

○廃棄物の減量と 3R の推進

廃棄物の減量や、3R（発生抑制・再使用・再生利用）をより一層推進していくため、市民・事業者・行政による協働の取組みを進めます。

○廃棄物の適正処理の推進

発生した廃棄物が適正に処理されるよう、収集体制や処理施設の維持・整備に取り組めます。

市民・事業者の主な取組み

- 建物や機器の省エネルギー化
- 太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入
- 紙ごみや食品ごみの削減に向けた 3R 活動の実施
- 廃棄物の適正処理

3-3 都市基盤の充実

快適な暮らしを守るために、道路・上下水道などの都市基盤の充実を図ります。

現状と課題

本市は、名神高速道路や中国縦貫自動車道などの幹線道路が整備され、大阪国際空港をはじめとした交通の要衝地にあり、交通の利便性の高い都市として評価されています。一方で、高度経済成長期に集中的に整備した道路、橋梁、上下水道など、暮らしを支える都市基盤の老朽化が課題となっています。

今後も住み続けたいと思ってもらえるまちにしていくためには、災害に強く安心して暮らせる市街地の形成や安全に移動できるみちづくりなど、安心・快適な暮らしを支える都市基盤の充実が求められています。

市民の意識	平成 29 年度
都市基盤が充実していると思う市民の割合	〇〇%

施策の方向性

◆安心して暮らせる市街地の形成を進めます。

主な取組み

○災害に強いまちづくりの推進

災害時にも道路のもつ機能が維持され、避難路・輸送路としての利用や円滑な救助・消防活動ができるよう、災害に強い道路網の構築などに取り組みます。また、民間住宅等の耐震化に対する普及啓発や、支援などにより、既存建築物の耐震化の促進を図ります。

○上下水道の充実

独立した公営企業として経営基盤の強化を図り、いつでも安心して水が利用され、汚水や雨水が適正に処理できるよう、老朽化した施設の更新や耐震化などを進めます。

◆安全で安心して移動できる総合的なみちづくり、交通環境づくりを進めます。

主な取組み

○都市を支える道路の体系的な整備と長寿命化

活力ある都市活動と円滑な移動を支える幹線道路等の整備を体系的に進めるとともに、老朽化が進む道路ストックを計画的に維持修繕し、長寿命化を図ります。

○人が主役となる安全で快適な道の整備

身近な生活道路において、歩行者の安全性や快適性を高めるため、道路環境の改善に取り組みます。

○交通安全対策の推進

交通事故の防止に向けて、交通安全施設の整備を進めるとともに、通学路においては、市民および関係機関と協働した対策を進めます。また、交通環境を阻害する放置自転車については、指導、整理、撤去などの対策に取り組みます。

◆マイカーに頼らなくても移動できる交通体系の整備をめざします。

主な取組み

○安全で利便性の高い公共交通網の整備

利用者ニーズに沿った持続可能な公共交通網を確保するため、事業者等と連携しながら、公共交通網の維持・改善・サービスの向上に取り組みます。

○自転車の走行・駐輪環境の改善

自転車の安全で快適な利用環境を創出するため、自転車通行空間整備を進めるとともに、利便性の高い駐輪場の整備に取り組みます。

市民・事業者の主な取組み

- 災害に備え、住宅など既存建築物の耐震化
- 駐車場・駐輪場の整備
- まちづくりへ関心をもち、各種計画づくりへの参画
- 利用者のニーズに沿った安全で利便性の高い公共交通サービスの提供

3-4 良好な住環境の形成

良好な住環境を保全・継承し、だれもが快適に暮らしやすいまちづくりに取り組みます。

現状と課題

本市は、大阪都市圏の中でも早くから郊外住宅地として発展してきたまちであり、その良好な住環境は、市外からも高い評価を得ています。一方で、世帯数の増加以上に住宅数が増加していることから、空き家の増加が顕著となっており、今後、少子高齢化の進展に伴い、さらに空き家の増加が見込まれています。また、まちびらきから50年以上が経過した千里ニュータウン地域をはじめ、居住者の高齢化や都市基盤の老朽化などさまざまな課題を解決しながら、まちの再生を図ることが求められています。

今後も、良好な住宅・住環境を維持・継承していくため、美しい景観づくりをはじめとするより良好な住環境づくりや、住宅都市としての魅力をより高めるため、地域特性を活かした拠点づくりが求められています。

市民の意識	平成29年度
良好な住環境が形成されていると思う市民の割合	〇〇%

施策の方向性

◆地域特性を活かした都市の拠点づくりを進めます。

主な取組み

○千里中央駅周辺の活性化

北大阪地域のにぎわいと活力の中心地として、土地利用の再編や多様な都市機能の誘導など官民協働の取組みを推進します。

○中心市街地の活性化

豊中駅周辺・岡町駅周辺は、商業や公共施設を中心としたにぎわいづくり、曾根駅周辺・服部天神駅周辺は、文化芸術・スポーツを中心としたまちづくりを進めます。

○大阪国際空港を活かしたまちづくりの推進

安全と環境対策に万全を期すとともに、空港の運営権者等と連携し、移転補償跡地を活用した企業立地の促進や、就航都市との交流などの取組みを進めます。

◆社会環境の変化に応じた住まいの確保を支援します。

主な取り組み

○良質な住宅ストック形成の促進

多様なライフスタイルや社会ニーズに対応した良質な住宅ストックの形成や誰もが安心して住み続けられる住まいを確保するための取り組みを進めます。

○市営住宅の適切な管理

市営住宅が住宅セーフティネットとして適切に機能するよう、長期的な視点にたった維持・管理および建替・改修等を進めます。

◆まちの魅力として継承される住環境づくりを進めます。

主な取り組み

○良好な住環境の維持・継承

周辺環境と調和した秩序ある良好な市街地形成の誘導を図ります。また、住民が主体となった地区計画や都市景観形成推進地区（景観計画）等の制度を活用した、住環境づくりを促進します。

○適切な規制誘導による土地利用の推進

社会環境の変化に対応しながら、良好な住宅地としてのまちの魅力を維持・継承していくため、市民・事業者の協力のもと、周辺への配慮、法令遵守など、秩序ある土地利用を誘導します。

○空き家対策の推進

住宅の適切な管理、中古住宅の流通促進、管理不全空き家の改善・解消など、総合的な空き家対策に取り組めます。

○バリアフリー化の推進

だれもが活動しやすいまちにしていくため、公共性の高い施設のバリアフリー化を進めます。

◆まちの魅力を高める都市景観づくりを進めます。

主な取り組み

○良好な都市景観の保全・創造

地域の自然や地形、歴史性、景観特性などの特徴を活かしながら、個性豊かで、魅力あふれる都市景観の形成を図ります。

市民・事業者の主な取り組み

- 景観や近隣との調和に配慮し、良好な住環境の維持・継承
- 地域に関心をもち、地域のまちづくりへの参画
- 空き家の適切な管理と多様な利活用
- 商業施設や事業所などのバリアフリー化

3-5 産業振興の充実

地域社会を支えてきた産業のさらなる振興を図るとともに、企業立地の促進を図ります。

現状と課題

本市では、豊中市企業立地促進条例(平成20年度(2008年度))を施行し、市内での新規投資や本市への新規立地に対する支援など、企業立地の促進を図ってきました。また、とよなか起業・チャレンジセンターの設置やとよなか創業ナビの創設など、中小企業の経営基盤の強化や起業などに係る支援を行い、市内の産業の活性化に向けた取組みを進めてきました。

今後、急激に変化する国際情勢への対応や国内の労働力人口が減少していく背景があるなかで、まちのバランスある維持・発展には、産業振興が求められています。

市民の意識	平成29年度
地域産業が活性化していると感じる市民の割合	〇〇%

施策の方向性

◆地域産業の活性化による都市のにぎわいづくりを進めます。

主な取組み

○産業振興のための企業立地の促進

大阪都心に隣接し、大阪国際空港や高速道路等をはじめとした広域交通網や、大学・研究機関の所在など、本市の立地特性を活かした企業立地の促進を図るとともに、市内事業者の安定した操業環境の形成を図ります。

○事業者ごとの強みを活かしたビジネスモデルの構築支援

市内事業者の状況に応じた支援策の展開や、事業者間の交流の場づくりなど、業種、業態や地域ごとの特徴をふまえ、事業者が事業の継続や発展に取り組むことができる環境づくりを進めます。

○地域での連携を活かした中小企業の経営基盤の強化

事業者間での様々な協力関係を構築するための取組みや、商工会議所をはじめとした産業支援機関や大学などの知見を活用できる環境づくりなど、社会経済状況の変化や様々な課題に対応できる経営基盤の構築を支援します。

◆新たな事業の創出や担い手の育成を支援します。

主な取組み

○地域産業の活性化に向けた起業・創業支援

商工会議所などの関係機関との連携を強化し、創業を希望する方への情報提供や創業後のフォローアップなど、支援体制の充実を図ります。

市民・事業者の主な取組み

- 市内産業や新たな事業展開への関心の向上
- 新たな事業を展開しやすい環境づくり
- 経営力の向上

第4章

いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり

4-1 共に生きる平和なまちづくり

年齢や性別、国籍などの違いにとらわれず、お互いの存在を理解し尊重し合って、共に生き平和な社会の実現に取り組みます。

現状と課題

本市は、非核平和都市（昭和58年(1983年)）、人権擁護都市（昭和59年(1984年)）を宣言し、人権文化のまちづくりを進める条例（平成11年(1999年)）を制定し、人権を尊重することが当たり前のこととして受け入れられる、人権文化のまちづくりに取り組んでいます。また、平和啓発では、毎年8月の平和月間を中心にパネル展や講演会等の啓発事業を実施するほか、日本非核宣言自治体協議会や平和首長会議に加盟し、非核平和の実現に向けた取組みを進めています。

一方、今日、同和問題や女性、障害者、在日外国人、高齢者、子どもなどに関わる人権問題をはじめ、さまざまな人権課題が存在し、さらに、情報化社会の進展に伴ってインターネット上での人権侵害事象など新たな問題が起こっています。

これらの課題を解決するため、同和問題や男女共同参画、多文化共生など啓発事業等に取り組んでいます。引き続き、誰もが、お互いの人格と個性を尊重しながら平和に共存・共生する地域社会を築いていくため、市民や事業者、関係機関等との連携の強化に努めながら人権文化が創造されたまちの実現に向けた取組みを進めていく必要があります。

市民の意識	平成29年度
自身の人権が尊重されていると感じている市民の割合	〇〇%

施策の方向性

◆非核平和都市の実現をめざします。

主な取組み

○非核平和意識の高揚

非核平和意識の高揚を図るため、教育・啓発活動を進めます。

◆人権文化の創造を進めます。

主な取組み

○人権教育・啓発の推進

人々との連帯・共生のもとに個性が発揮され、多様な生き方が可能となる人権文化の醸成を図るため、あらゆる世代に向けた人権教育・啓発活動を推進します。

○相談体制の充実

関係機関および施設間の連携を図るなど相談体制のより一層の充実を図ります。

◆男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めます。

主な取組み

○男女共同参画を促進する教育・啓発の推進

性別にかかわらず、男女が平等にその個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野における活動に参画できるよう、さまざまな世代を対象とする教育・啓発活動に取り組みます。

○あらゆる分野における女性の活躍の推進

政策・方針決定過程への女性の参画拡大やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備、多様な働き方への支援に取り組みます。

○ODV 予防・防止対策の充実

被害者支援のため関係機関との連携を深めるとともに、市民などへの普及啓発や相談・支援体制の充実に取り組みます。

◆多文化共生のまちづくりを進めます。

主な取組み

○多文化共生の推進

国籍やルーツに関係なく全ての人がお互いに理解を深め、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に暮らせるよう、講座や交流機会の提供、外国人に対する相談・支援等の取組みをより一層進めます。

市民・事業者の主な取組み

- 非核平和・人権文化に関する学習会等へ参加・参画
- 地域・職場・学校・家庭など全ての場においての人権侵害の防止
- 男女共同参画社会実現のための意識醸成
- 雇用・就労の場における機会の均等や働き続けやすい労働環境づくり
- 国際交流事業・活動への参加など多文化共生への理解促進

4-2 市民文化の創造

文化芸術活動の場や機会を充実させ、歴史・文化遺産を大切に受け継ぎ、魅力あふれる市民文化の創造に取り組みます。

現状と課題

国は文化芸術を「人々に感動や生きる喜びをもたらして人生を豊かにするものであると同時に、社会全体を活性化する上で大きな力となるもの」ととらえ、文化芸術振興基本法（平成27年（2015年））の規定に基づき、文化芸術の振興に関する基本的な方針－文化芸術資源で未来をつくる－（第4次基本方針）を策定し、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図ることで「文化芸術立国」をめざすことを打ち出しています。

本市においても、豊中市文化芸術振興基本方針（平成20年（2008年））に基づく文化芸術推進プラン（平成24年（2012年））を策定し、文化芸術企画制作講座の開講、とよなか音楽月間の設定等音楽あふれるまち推進事業を展開するなど市民文化の創造に向けた取組みを進めています。特に、平成29年（2017年）1月にグランドオープンした文化芸術センターは、心豊かな市民生活や活力ある地域社会の実現に寄与する拠点施設として位置づけており、市民と共に文化芸術を新たに創造・発信していくことが求められています。

市民の意識	平成29年度
文化的なまちであると感じている市民の割合	〇〇%

施策の方向性

◆文化芸術の創造、歴史・文化資源の保全・活用を進めます。

主な取組み

○文化、芸術にふれる機会や活動の場の提供

子どもや障害者、高齢者をはじめ、あらゆる人々に音楽や美術、伝統芸能など、多様なジャンルの文化芸術にふれる機会を提供するとともに、文化芸術活動に取り組める環境を整えます。

○文化芸術センターの活用

文化振興をより一層図るために、文化活動に取り組む市民団体等の活動や多様な主体の協働となる拠点として、文化芸術センターの活用を進めます。

○“音楽あふれるまち豊中”の推進

多様な主体との連携事業を展開するとともに、練習や発表、鑑賞の場と機会を充実させます。また、音楽をはじめ文化芸術が有する創造性を地域活性化等に活かします。

○歴史、文化遺産の保護・保存と活用

本市の歴史や文化財などを次世代に継承していくため、文化遺産等の保護・保存を図るとともに、地域資源として周知や啓発、活用に取り組みます。

○姉妹都市、兄弟都市との交流促進

姉妹都市のサンマテオ市（アメリカ、カリフォルニア州）と兄弟都市の沖縄市とは、今後も更に交流を図るとともに、市民間での交流促進を支援します。

市民・事業者の主な取組み

- 文化芸術活動に参加
- 文化芸術活動への支援
- 歴史・文化遺産の保存・活用の取組み支援
- 歴史・文化資源の魅力発信
- 姉妹都市・兄弟都市との交流

4-3 健康と生きがいのづくりの推進

だれもが学びや運動などの生きがいを通して、地域とつながり健やかで心豊かに暮らせるよう取り組みます。

現状と課題

国は、教育基本法にのっとり、「国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会の実現」をめざして生涯学習の振興に取り組んでいます。

本市でも生涯学習の推進拠点である公民館や図書館等においては、地域や関係機関等と連携しながら、あらゆる年代の市民が学び、いきいきと社会参加できる場や機会の提供を行っています。また、スポーツ推進計画（平成26年（2014年））を策定し、市民の健康の保持・増進等を目的とした運動を促しています。

市民の意識	平成29年度
生きがいをもって心豊かに暮らしていると感じている市民の割合	〇〇%

施策の方向性

- ◆生涯を通じた学びの機会の充実と成果を活かせる場や機会づくりを進めます。

主な取組み

○学びの支援と学習機会の充実

生涯を通して学ぶことができるよう、必要な資料や情報の提供を行います。また、市民や高校、大学、関係機関等との協働・連携をさらに進めるなどにより、多様な学習機会の充実を図ります。

○地域における学習活動等の推進

学びの成果を生活課題や地域課題の解決に向けた取組みに活かすための場や機会づくりを進めます。また、地域における自主的な学習や社会教育等の活動が活発に行われるよう、担い手となる人々の出会いの場づくりと育成、交流の支援を行います。

- ◆生涯を通じて、健康で生きがいをもって暮らせる環境づくりを進めます。

主な取組み

○食育の推進

市民自らが食に関する正しい知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できるための食育を推進します。

○スポーツの推進

市民の参画と多様な主体との協働により、市民がスポーツできる機会と場の充実を図るとともに、スポーツ施設の利用を促進します。

○高齢者の介護予防の推進

高齢期になっても心身ともに健やかに暮らせるよう、市民一人ひとりの主体的な健康づくりや地域での取組みを支援します。

○高齢者の社会参加の促進

高齢者が培ってきた経験や能力を活かせるよう、就労・就業の機会を創出するとともに、地域活動などへの参加を促進します。

市民・事業者の主な取組み

- 生涯学習の場や機会の提供
- スポーツの場や機会の提供
- 生涯学習での成果を地域に還元
- 食に関する正しい知識を習得し、健全な食生活の実践
- 地域包括ケアシステムに基づく介護予防の取組み
- 生涯を通じた地域活動への参加
- 高齢者の就労・就業機会の創出

第5章

施策推進に向けた取組み

5-1 情報共有・参画・協働に基づくまちづくり

人と人、人と地域、地域と地域が支え合いながら安心して暮らせる地域コミュニティを形成し、市民・事業者・行政が目標を共有し、それぞれの役割を意識してまちづくりに取り組みます。

現状と課題

地域課題が多様化、複雑化するなか、地域のことをよく知る市民・事業者が主体となり、行政と連携しながら課題に取り組むまちづくりが全国的に進められるようになっていきます。

本市においても、教育や福祉、環境、防犯などさまざまな分野で地域活動が展開され、協働による市民自治のまちづくりを進めてきました。今後、こうした「市民力」「地域力」をより一層発揮し、市民自治に基づく市政運営を進展させていくためには、さまざまな媒体を活用した効果的な情報発信、市民参画機会の拡大、協働への理解促進と地域課題の共有・対応など、情報共有・参画・協働のしくみの充実を図っていくことが求められます。さらに、持続的な活動となり、多様な人たちが関われるよう地域コミュニティの活性化を進めていく必要があります。

施策の方向性

◆市政情報の発信・提供・公開を推進します。

主な取組み

○広報機能の充実

市政情報が伝わり共有されるよう、広報誌やホームページを中心としながら、多様な媒体を効果的・効率的に活用します。

◆市民が参画できる機会の充実を図ります。

主な取組み

○市民意識・意見の把握機会の充実

アンケートや意見交換会など、多様な手法により市民意識・意見を把握する機会をもち、その成果が施策の展開へ活かされるよう取り組みます。

○市政への市民参画機会の充実

課題の把握、計画、実施、評価など市政を進めていく各段階において、多様な立場の人が参画しやすい機会づくりを進めます。

◆地域課題の共有を図り、協働によるまちづくりを推進します。

主な取組み

○協働事業の充実

協働への理解を深め、地域課題の共有を図りながら、市民・事業者・行政等、多様な主体による協働をより一層推進します。

○市民が主役のまちづくりの推進

多様な分野で市民・事業者が主体的に市民公益活動に取り組み、継続的に展開できるよう支援します。また、活動等の情報発信や交流事業などによる活動間の連携促進を図ります。

◆多様な人たちが関わる地域自治の推進を図ります。

主な取組み

○地域自治組織の設立および活動支援

地域の人をつながりづくりや地域への愛着・地域意識の醸成を促進するとともに、地域自治組織の設立や継続的な地域活動への支援をするなど、地域コミュニティの活性化を進めます。

○地域活動の担い手の発掘・育成支援

地域自治への理解を深め、地域活動へ参加するきっかけづくりとして、情報発信や機会の提供などを進めます。

5-2 持続可能な行財政運営基盤の構築

効果的・効率的に施策を展開し、都市の価値を高めながら、持続可能な行財政運営基盤の構築を図ります。

現状と課題

地方自治制度の改革や人口減少・少子高齢化など、社会経済環境の変化により、地方自治体においては、地域の特色を活かした創意工夫のもと、限られた資源のなかで、自己決定と自己責任による自治体運営が求められるようになりました。

本市においても、平成24年4月に中核市へ移行するなど、権限の取得による市民サービスの拡充や、地域特性・地域資源を活用したまちづくりを進めてきました。

一方、従来から継続して行財政改革に取り組んできましたが、今後さらなる高齢化の進行などによる社会保障関係経費の増大や、公共施設の老朽化への対応など厳しい社会経済情勢が想定されるため、より効果的・効率的な自治体運営による持続可能な行財政運営基盤の構築が求められます。

さらに、都市の価値や魅力をより一層高め、市内外の多くの人々から「住みたい」「住み続けたい」と選ばれる魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。

施策の方向性

◆公正で効果的・効率的な市政運営を進めます。

主な取組み

○適正性、公正性、公平性を確保した業務執行

行政不服審査制度や苦情処理制度、監査制度（監査委員監査、包括外部監査など）、庁内コンプライアンスなどの円滑な運用を行います。

○行政評価制度に基づく総合的な施策推進

成果重視の行政評価制度に基づき、職員間で施策や事務事業の目的や課題を共有するとともに、市民への説明責任を果たすことで市民と目的や課題などの情報を共有し、成果と効果を重視した総合的な施策推進を図ります。

○人材育成の推進

時代の変化に対応した質の高い市民サービスを提供するため、職場と人事・給与制度の連携による総合的・計画的な取組みを進め、職員の自己啓発による成長を促進します。

○財政健全化の推進

市有施設の老朽化に伴う施設の更新や社会経済情勢の変動など不測の事態に備えるため、基金への積立等を行うとともに、財務内容の健全化に取り組みます。

○新たな歳入の創出など財源の確保

課税の適正化および市税収納率向上をより一層推進します。また、債権一元化による徴収などの歳入確保や、ふるさと納税などの寄附金収入の拡大など、新たな歳入の創出を図り、財源の確保に取り組みます。

○民間資源の活用

事務事業を常に検証し、民間委託、指定管理制度、貸付、事業の民営化などにより民間資源の活用を進めます。

○効果的・効率的な市民サービスの提供

市民ニーズや社会情勢をふまえながら、行政の仕事のあり方を見直し、限られた資源を有効に活用して、市民サービスの向上に取り組みます。

◆適切な公共施設のマネジメントを進めます。

主な取組み

○施設総量フレーム内での公共施設の適正配置

公共施設の更新や再配置にあたっては、将来にわたって安定して維持できる公共施設総量の枠組みに沿って、施設の設置目的や性質、分布状況、まちづくりの方向性等を勘案しながら、施設の合築等の複合化や多機能化を基本の考え方として適正かつ戦略的な配置を進めます。

◆都市の価値の向上と魅力の発信を進めます。

主な取組み

○魅力創造の推進

本市が「暮らしの舞台」として選ばれるよう、各分野の取組みと連携しながら、地域資源や地域特性を活かした出合いや交流、学びの機会の充実を図ることなどにより、魅力を創造します。

○シティプロモーションの推進

ブランドメッセージ等を活用しながら、魅力の発信を行うことにより、本市への関心を高め、愛着を育みます。

◆多角的な連携に取り組み、質の高い市民サービスを提供します。

主な取組み

○事業者や大学等との連携の促進

よりよい市民サービスを提供するため、事業者や大学等がもっているノウハウやアイデアを積極的に活用します。

○都市間連携の推進

広域的な住民ニーズに対応したサービスの向上を図るため、近隣市町等との水平的・相互補完的な役割分担による連携を進めます。

3

リーディングプロジェクト

南部地域活性化プロジェクト



1) 南部地域の現状と課題

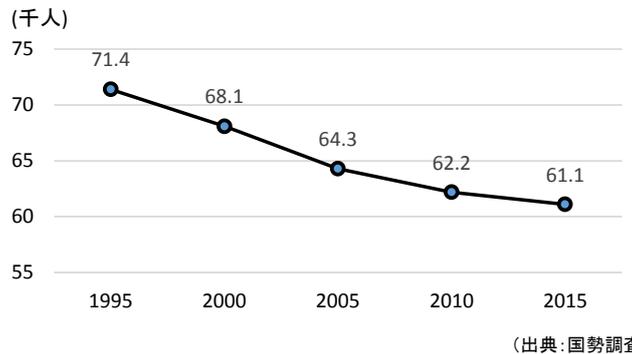
(現状)

南部地域は、名神高速道路以南をエリアとする地域です。高度経済成長の時代には、木造賃貸住宅や小規模戸建住宅などが集中的に建設されました。一方、神崎川沿いの地区や三国塚口線、大阪南池田線の周辺には企業も立地しています。庄内駅周辺には、にぎわいのある商業地のほか、大阪音楽大学や文化ホール、社寺など文化的環境が形成されています。

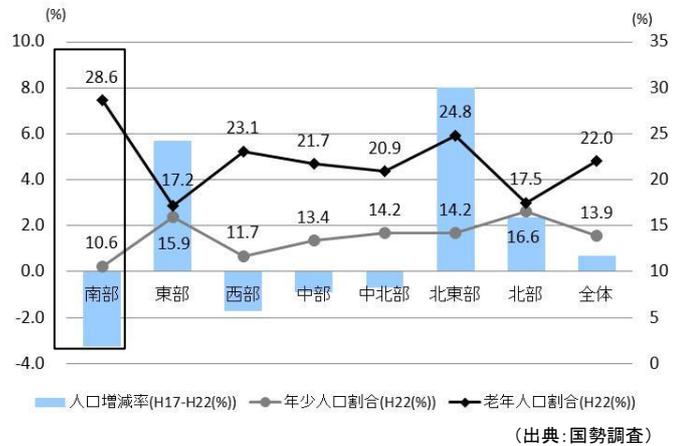
(課題)

南部地域の人口は、他の地域に比べて減少傾向が顕著となっており、少子化も進んでいます。教育環境では、児童・生徒数の減少に加えて、学習課題や生活課題を抱えている児童・生徒がみられます。住環境では、狭隘な道路をはじめ、年数の経過した長屋住宅や文化住宅などが多く集積しており、防災上の課題となっています。市民意識調査結果では、まちなみに愛着や誇りを感じている人の割合や住み続けたいと思う人の割合が、他の地域に比べて低くなっています。

■南部地域の人口推移



■地域別人口増減率・年少人口割合・老年人口割合

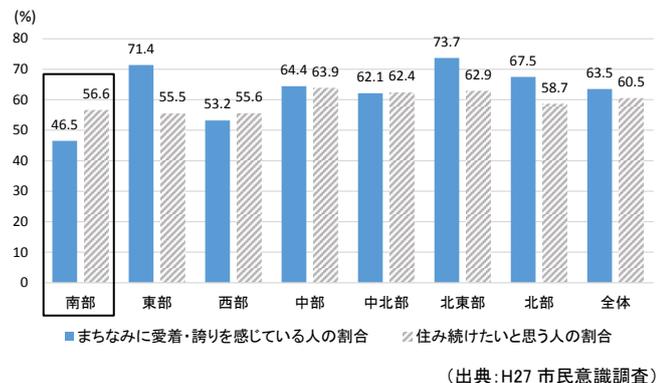


2) プロジェクトへの位置付け

南部地域が抱える緊急的な課題を乗り越え、もてる力を活かした魅力あふれるまちへと発展していくことが市全体の活性化にも寄与していくことから、リーディングプロジェクトに位置付けるものです。

リーディングプロジェクトの推進にあたっては、多様な主体との連携や民間活力の効果的な活用を図りながら、経営資源を重点的に配分します。

■まちへの愛着を感じている人と住み続けたいと思っている人の割合



3) プロジェクトの方向性と目標

～南部地域から“みらい”を～

南部地域に暮らしたい、訪れたいと思う人を増やし、南部地域に暮らす人々がより一層、愛着と誇りをもてるまちづくりを進めながら、“みらいのとよなか”につながるまちづくりを進めます。

4) 主な取組み

- 子どもたちの元気があふれるまちづくり
 - *親子とも不安を抱えこまず、子どもたちが健やかに育まれるよう、安心して子育てができる環境づくりを進めます。
 - *学習・生活課題など様々な課題を解決するため、小中一貫教育を柱とした魅力ある学校づくりを進めます。
 - *子どもたちが多様な関わり合いや体験を通じて、互いを尊重し合える豊かな人間性を育めるよう、学びの機会・生活環境の充実を図ります。

- 誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり
 - *まちの不燃化や耐震化の促進など、災害に強いまちづくりを進めます。
 - *災害や犯罪などに対する安全対策を高められるよう、地域の防災力・防犯力の向上を図ります。
 - *誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、地域包括ケアシステムの充実を図ります。

- にぎわいとゆとりのあるまちづくり
 - *地域拠点やにぎわい拠点を形成するため、(仮称)南部コラボセンターの建設など、公共施設の再編を進めます。
 - *地域に暮らす人々や訪れる人々が快適さやゆとりを感じられるよう、良好な都市景観の形成を図ります。
 - *事業所の操業環境を整え、産業振興を図ります。
 - *南部地域固有の資源や大都市に隣接する立地特性を活かしながら、まちの魅力向上を図ります。